

個人のエンパワーメントの道具としての 法学カリキュラムの活用：3つの実践例

講師：キンバリー・J・ノーウッド
(ワシントン大学セントルイス・ロースクール教授)*
司会・当日通訳：宮澤節生(青山学院大学法務研究科教授)
講演翻訳：原口佳誠(早稲田大学法学部助手)
日時：2008年6月27日(金)午後5時~7時
場所：早稲田大学8号館808会議室



はじめに

私は本日、2つのことについて論じるよう求められています。最初に、ワシントン大学セントルイス・ロースクールにおいて私が講義を行っている数種類の授業について、簡潔な紹介を行います。次に、私と大学の同僚が、法を学生に教えるだけでなく、人々がより充実した人生を送るためのエンパワーメントの方法として、ロースクールのカリキュラムで行っているいくつかの事例を提示したいと考えています。

まず、私は伝統的な法律科目とともに非伝統的な法律科目も担当しています。伝統的な科目の例は、憲法、不法行為法、財産法、相続法、会社法、税法、刑法といった法律科目です。私はいくつかの伝統的な法律科目を担当した経験があり、現在もそうした科目を担当しています。例えば私は民事手続法を教えています。この授業は民事司法制度における準則と手続きについての興味深い授業です。私は不法行為法と製造物

責任法についても講義を担当しており、双方ともに、身体的・精神的損害を蒙った被害者の損害賠償を取り扱い、その不法行為の行為者、製造者、あるいは販売者に法的義務を負わせようとするものです。これらはアメリカのロースクールが伝統的に教えている授業の例です。これらはケース・メソッド教育と関わっており、多くのロースクールにおいてまさに標準的な授業といえます。

私はいくつかの非伝統的な法律科目も教えています。この非伝統的な科目が、これまで学生に提供されてきた科目ではなく、新領域の科目であることは明らかです。それらはときとして(ケース・メソッドあるいはソクラテス・メソッドを用いた)伝統的な方法で教えられる科目とは区別され、異なった形式・経験によって教えられることがあります。非伝統的な科目の例は、私の同僚が人種と法について教えている授業です。この授業において、学生

は、法における人種・民族の影響を学びます。例えばアメリカの黒人は、刑事法分野において不利益に不利な影響を受けます。学生は、この学説の根拠となる事実を学び、その理由を研究します。その理由は、黒人がより多くの罪を犯すからでしょうか。刑事司法制度が黒人に対して差別的な傾向をもつからでしょうか。それともその両方なんでしょうか。法の枠内でそのような現状を改善するために、どのような変革がなされるのでしょうか。「女性と法」あるいは「法におけるジェンダー」の授業では、同様に、女性、少女、妊娠、あるいは性的指向に関わる諸問題についてさえも、法がいかんにして、ときに有利に、しかしより多くの場合には不利益に影響を与えるのかという点について学ぶのです。

黒人の方がより多く逮捕され、起訴され、有罪判決を受け、死刑判決さえ受ける傾向があることを証明しています。

私が教えている非伝統的な科目のひとつは、「固定概念と偏見：無意識の法廷劇」という授業です。この授業はとても学生の興味を惹きつけるものです。アメリカにおいて、人々のなかに差異があるのが普通です。私たちは、異なった民族や、個人における違いをみることに慣れています。しかしアメリカでは、差異をもつことによる通常と異なった方法で取り扱われることがなおおしくありません。例えばアメリカ史において、私のような黒人がその肌の色のために異なった取り扱いを受けてきました。彼らはアメリカに最初に奴隷として連れてこられたときに差別的な取り扱いを受けましたし、今日においてもなお、頻繁ではないにせよ、異なった取り扱いを受けることが大きな問題として残っています。例えば、2006年と2007年に行われたいくつかの研究は、同一条件であっても、白人よりも黒人の方がより多く逮捕され、起訴され、有罪判決を受け、死刑判決さえ受ける傾向があることを証明しています。

先述の「固定概念と偏見：無意識の法廷劇」という科目は、学生が想像しうる限りの多くの差異について焦点を当てています。それは雇用において差異を形成し、それらがまさに法廷における差異を最終的に形作っているのかどうかを、学生に思考・判断させるのです。いかんにして法廷での差異が形成されるのでしょうか。ある学生は、身長について研究してレポートを作成したことがあります。もしある人が6フイートの身長であるならば、それは良い差異なのでしょうか、それとも悪い差異なのでしょうか。もしある人が魅力的であると考えられる場合、魅力的なのでしょうか。良いのでしょうか、悪いのでしょうか。見るに耐え難い場合はどうなのでしょうか。良いのでしょうか、悪いのでしょうか。ある人が全身にわたって入れ墨を施している場合はどうなのでしょうか。良いのでしょうか、悪いのでしょうか。その項目リストは続いてゆきます。私の学生が研究したもので、簡単ではありませんけれども例を挙げるならば、次の例を参考にしてほしいと思います。一般的に、陪審員と裁判官は背の高い人を好むことが判明しています。彼らは早業のよい人を好みます。彼らは、入れ墨をした人を好まず、あるいは信用しません。彼らは肥満の人を好みます。それゆえ私たちは、何の差異が存在し、その差異によって異なった取り扱いが生み出されるのかどうかについて学習するのみならず、もし可能であるならば、

* Kimberly J. Norwood, Professor of Law and Professor of African & African American Studies at Washington University in St. Louis School of Law.

差異に基づいた異なる取り扱いに対してなされよう対策を採求することもあるので。

私は、他の非伝統的科目も担当・指導していますが、これらの授業は、法を教えること以上のことを行うものです。それらは、現実的には3つの目標をもっています。1つめの目標は、学生に実際の技術を与えること、2つめの目標は、コミュニケーションへ還元すること、3つめの目標は、私たちが奉仕するコミュニケーションと人々をエンパワーすることです。この講演では、それらについてより詳細な形で皆さんと共有できればと願っています。授業の科目は、民事司法クリニック、アクラヤガーナにおける公益エクスターンシップ、および高校法教育プログラムです。これらを順に論じていくことにします。これらの3つの科目は、いかにして法学カリキュラムが多くの利用方法のために提供されるのかに関する素晴らしい例であると信じています。その利用方法は、大学と学生に利益をもたらすだけでなく、それらが開始された後は問題解決のために法律家に依存しなくともよいように、究極的にはコミュニケーションの人々にエンパワーメントを行うよう設計されているために、コミュニケーションに利益をもたらすのです。

1 [訳注] ピーター・ジョイ (Peter A. Joy) 教授は、日本における臨床法学教育の発展に大きな影響を及ぼした。2008年4月27日に行われた第1回臨床法学教育学会で行なわれた創立記念講演については、ピーター・A・ジョイ (中網栄美子訳) 「能力的にも倫理的にも優れた法曹の養成」法曹養成と臨床教育1号21-33頁(2009年)参照。

事例1：民事司法クリニック

私の大学の同僚のピーター・ジョイ (Peter A. Joy) 教授¹によれば、皆さん [日本の臨床法学教育の研究に携わっておられる方々] はワシントン大学セントルイス・ロースクールの臨床法学教育プログラムについてすでによくご存知のことです。私はこの大学において民事司法クリニックを担当しています。民事司法という科目名は非常に広範で、多くの民事法分野の事柄を含んでいます。しかし、民事司法クリニックがこのロースクールに誕生してからは、私たちは主として家庭内暴力に焦点を絞ってきました。私たちの依頼人は主に、配偶者、愛人および親から虐待される被害者となっている女性と児童です。例えば、私たちの依頼人の中には、親あるいは親の愛人から身体に暴力を振るわれたり、性的暴行を受けたりしてきた児童がいます。女性の依頼人の中には、実際に在監中であり、虐待加害者を殺害したために長期の刑あるいは終身刑さえ受けている者もいます。このクリニックでは、学生が依頼人と接見し、主張を裏付ける証拠を収集し、裁判所において弁論を行います。学生は依頼人に対して法律相談も行います。学生は依頼人の安全を確保する計画を作成して支援したり、生活のための安全な場所を探したり、暴力を受ける可能性を減少させる方法を教えたり、それらがうまくいかなかったら、依頼人とその児童の身柄を直接保護しなければならぬ場合もあります。私たちは依頼人に

問題解決と生き延びるための方策を示し、依頼人がその方策を継続してゆくことができるような基礎や力を与える助けになるようとさえ試みているのです。

この授業は、学生にとって本当に夢のような素晴らしい経験といえます。学生は法を学んで現実の裁判官の面前で弁論を行うのはもちろんのこと、現実の依頼人とも向き合うのです。学生は、法が重大かつ現実のものであり、深刻な形で人生に影響を及ぼすということをしっかりと理解するようになります。そして、自らが法をきちんと使えていなければならない、誰かが傷つき苦しむことになることを学びます。富裕層ではなく、中流層でさえもない人がいることを学びます。ある状況から抜け出してやり直さずためにエンパワーされていると感じることができない人がいることを学びます。銀行口座をもたない人がいること、大部分の児童は自分の寝室をもたずに育つこと、毎夜温かくて栄養のある食事をとることができない人がいること、部屋を借りたり、寄宿したり、治療代その他を支払うためにおき家族や友人をもたない人がいることを学びます。学生は、非常に多くの人々、実際にはアメリカの大部分の人々が医療保険に加入しておらず、その理由は、彼らが運に天に任せているのでもなく、保険が不要だと考えたり病気を心配していなかったりするのでもなく、むしろ保険費用が桁外れに高く、その費用を捻出できないからであることを学びます。私たちが奉仕する依頼人は、生活必需品にも事欠いています。ワシ

ントン大学セントルイス・ロースクールの多くの学生は、恵まれた確固とした経済基盤をもっているため、自分と「異なる」人々を相手にすると、奇妙であり、間違っておろし、あるいは欠陥があるように感じます。しかし学生は実際に依頼人と向き合う中で、多くの人々が休日もなく働き、時には複数の仕事さえ掛け持ちしており、子どもを愛し、最善を尽くす、善き心をもつ善き人々であることを知ります。そして、そのような人々がそれでもなお生活の収支を合わせられず、あるいはなお虐待され、不当な扱いを受けていることを学ぶのです。学生は、悪いことが時に善い人にも起こりうるものであることを学びます。それによって、彼らは今まで人々に対して下してきた結論や判断について再考することを迫られます。そして彼らは、殺人の前科をもつ人とさえ出会い、彼らは再び、殺人者の顔が、彼らが殺人者の顔として思い描いてきたものとは異なり、生きるか死ぬかの極限状況に不幸にも投げ込まれてしまった、実に優しく穏やかな人々の顔であることを学ぶのです。

私の簡略な説明からお分かり頂けるならば幸いです。この臨床法学教育の経験は、学生にとってまさに驚嘆すべき教育方法であり、同時に、私たちが援助する女性をエンパワーする手段となるものなのです。

事例2：ワシントン大学セントルイスのガーナにおけるエクスターンシップ

私たちのロースクールは、現在、アフリカの5つの国においてプログラムを有して

います。そのプログラムは、以下の諸国に設置されています²。

A: 南アフリカ共和国。このプログラムは、アフリカで設置された最も古いプログラムであり、2000年以降現在まで続いています。

B: ルワンダ共和国とザンビア共和国。このプログラムは比較的小数です。

C: ケニア共和国のナイロビ。このプログラムは、非政府組織 (NGO) に学生を派遣しており、2007年夏期から開始しました。ワシントン大学セントルイス・ロースクールは2008年夏期に派遣できなかったものの、2009年夏期に派遣できればよいと考えています。

D: ガーナ共和国アクラ。このプログラムはこれまで約3回、夏期に行われています。

この講演では、ガーナにおけるプログラムを説明事例として用いたいと思います。なぜなら、このプログラムは私たちがアフリカで行っているあらゆる種類の仕事の代表例となりうるからです。法学カリキュラムがいかに個人のエンパワーメントを促進するために有用であるかを示す第2の事例として適切なものといえます。

まず、私たちの授業は公の利益に関わっています。次に述べるいくつかの方法は、公の利益への関与を示します。

公衆のために働くことを選択することができると、実習科目の履修に対して「授業単位」を取得することが認められています。裁判官のために働いたり、少年裁判所において働いたり、あるいは法律扶助を目的とする法律団体において働いたりすることはその例です。

2 学生は、公益に資する雇用主のために夏期研修のうち10週間働くことを契約するならば、固定給を大学から得ることができず、固定給は現在、夏期分について約4,000ドルであり、ガーナで働いた私の学生の場合、その固定給から航空券代、諸々の生活必需品代、現地での電話機購入代、住居費の一部が賄われます。海外に渡航する学生に対して現在提供している固定給の総額は、アメリカ国内で働く学生の固定給の総額と同額であるため、研修のために遠隔地へ渡航する必要のある学生へより多くの補助金を支出する方法が検討されています。

3 公益の仕事にとっても魅力を感じたために卒業後もフルタイムでその仕事を選ぶことを決意した学生のため、卒業後に数年間公益の仕事に献身する学生の奨学金ローンが肩代わりして支払う、奨学金返済免除制度が存在します。

南アフリカ共和国における私たちのエクスターンシップでは、履修単位を得る形式で研修する学生もいれば、公益奨学金を受け取る学生もいます。ガーナで研修する学生は、夏期の公益奨学金支給を受けています。ここでは、学生がガーナで行っている仕事について触れたいと思います。私たちが

は主としてガーナの2つの組織と協働しています。すなわち、女性法律家国際連盟 (The International Federation of Women Lawyers: 別称は FIDA³) と法資源センター (Legal Resource Centre) です。FIDA は、困窮した女性と児童に対して法的助言と代理を行い、女性と児童の地位と権利に関する立法上の改革を提言しています。法資源センターは、ガーナにおける最古かつ最大の NGO であり、コミュニケーションと協働して、人権および社会的進歩・発展を確実にすることを目的としています。

私たちの学生は、人々が自らを守るのに必要な自信、能力、強さを得て、その人生と生活・労働条件を改善することを援助しようとしています。過去数年間、私たちの学生は人身売買法 (human trafficking laws) に関連する仕事を行いました。人身売買には、人 (多くの場合は、児童や10代の少年) を誘拐すること、および人を強制労働の現場へ売り渡すことが含まれています。これらの人々は他人に売られますが、多くの場合には国外へ売られるか、そうでなければ故郷から遠く離れた場所へと売られ、奴隷のように働かされています。肉体的労働をしなければならぬ人もいれば、性的労働を強いられる人もいます。その人々はしばしば暴力を振るわれ、栄養失調であり、そうでない場合でも悲惨な扱いを受けます。親が、子供を養う金銭的余裕がないことに苦しんで子供を仕事場にいったん「賃貸する」こ

とに合意したものの、実はその取引は詐欺であり、その親は二度と子供と再会できず、しばしばその親子関係が破壊させられることも珍しくありません。私たちの学生は、その脅威について人々を教育し、親に対して子供を見知らぬ人のもとへ「賃貸する」現実的危険について助言し、人身売買を違法化するための立法を支援する、といった活動を行ってきました。私たちの学生は、AIDS や HIV の認知向上、家庭内暴力、識字能力といった問題にも取り組んできています。

識字能力の問題について、もう少しだけ説明したいと思います。識字能力は、ガーナにおいて非常に大きな問題です。ガーナにおける多くの問題は教えられることがなく、多くの人々が学校に行く経済的余裕をもっていません。学校に登校する生徒がさえ、あるべき水準の教育を受けていません。私たちの学生は識字能力向上の問題に取り組み、いかにして学校を設立し、教師を雇用し、備品を購入するのかという問題について積極的に向き合ってきました。学生はインフラの問題にも取り組み、より多くの道路、学校、電気供給施設を建設するための議論と仕事に参加してきました。今夏、現地の学生は、必要な量を備えた汚染の少ない安全な下水道網のために財源を確保してそれを構築するという主張も加えようとしていきます。

³【訳注】 FIDA は、女性法律家国際連盟を意味するスペイン語 (Federación Internacional de Abogadas) の頭文字語である。FIDA は1944年に南北アメリカ5カ国の女性法律家によって設立され、1974年、FIDA ガーナ支部が公式に発足した。同連盟は、法と教育を通じて女性と児童の地位向上を目指す非政府・非営利組織である。詳しくは、同盟国ガーナ支部の公式ウェブサイトを参照。See <http://fidaghana.org> (last visited July 1, 2009).

²【訳注】 アフリカにおけるプログラム全般の説明は、ワシントン大学セントルイス・ロースクールの公式ウェブサイトにあり。See <http://law.wustl.edu/clinicalcd> (last visited July 1, 2009).

と、私たちが仕事を共にする素晴らしい人々との経験は、先ほど民事司法タリニツクについて説明した教訓・経験と全く一致しています。つまり、人々をエンパワーする一助となるために、ロースクールの学生は自己実現をし、自分自身を陶冶することができま。学生は、すべての人が自分と同じような生い立ちをもつではなく、どこで生まれ、どのような人として生まれつぐのかは大部分が偶然によるのだということとを学んでいます。私たちの「依頼人」は、より知識を得て、より安全になり、より安定し、よりエンパワーされ、うまくいくならば、自分の人生をコントロールする備えと能力を得るようになるのです。

事例3：高校法教育プログラム

アメリカには、アメリカ法曹協会(American Bar Association)という組織があります。それは法曹資格をもつ法律家の運営団体であり、一定の基準を満たすロースクールに対して認証を行っています。別組織のロースクール入学評議会(Law School Admission Council)は、ロースクール入学共通テスト(Law School Admission Test)をはじめとする他のロースクール関連の事項を取り扱っており、ロースクールの入学制度において大きな役割を担っています。これらの2つの組織はまた、毎年新たに法律家になる人々の数、そのジェンダー、人種、および民族についての人口統計情報を保有しています。

数年前にこれらの2つの組織は、ある懸念すべき傾向について注意を喚起し始めました。すなわち、黒人がロースクールに在学する割合が従来よりも減少していたので

す。長期間にわたってその割合は全く増加せず、むしろ減少しており、それ以外の微増した期間においても、増加分があまりに小さいため統計上有意ではありませんでした。2005年、両組織は会議を開催してその問題について検討し、最終的にはそれに対策を講ずるべく、ロースクールへの要請を含めたキャンペーンを展開しました。ワシントン大学セントルイス・ロースクールで私が行った努力は、この要請に対するささやかな応答であり、将来的には、その規模を5倍にまで拡大していければと期待しています。そのプログラムについて若干説明をしたいと思います。

2007年秋に、私のロースクールは、セントルイスのある高校とアメリカ法曹協会会員の法律家との間の協働を形成しようという私の提案を受け入れました。その提案では、ロースクールの学生と高校1～3年生の18名が相互に交流して学びあひ、教育用に作成された模擬試験問題を題材に、模擬法律事務所において共同で学習します。そのプログラムの目的は、一方では高校生がロースクールへの進学に興味を持ち、他方ではロースクールの学生が後輩に助言することに興味を持ち、将来的には教育さえも行う可能性をもたせることです。両方の目標を達成するために用いられる手段は、私が設置した「人種、教育、および法専門職」という科目でした。この科目を受講するロースクールの学生は、学期の前半部分において、アメリカにおける公教育の状態とその状態がもたらす少数派の人種・民族・文化と低所得者層への影響について調査・研究・論文作成を行いました。その後、ロースクールの授業は高校と

つながりをもりました。私が「LEAPS (法の理解向上とプロフェッショナルリズムに関する戦略プログラム: Law Exposure & Professionalism Strategies Program)」と名付けたこのプログラムでは、法律家が高校生に対して、法律家集団の文化、プロフェッショナルリズム、法律事務所における生活について語り、ロースクールの学生がロースクールへの入学とその学生生活について話し、自分が行っている公教育研究プログラムについて議論を行いました。そして高校生は、法律事務所「雇用」され、法律家とロースクールの学生によって、事件の戦略と理論の展開について教えられ、学期の後半において模擬事件を割り当てられて学習しました。その事件は、ジョージタウン大学ロースクールが作成した模擬事件をモデルに作成されています。事実の概要は、ある読み書きのできない高校3年生が、自分の高校とその学区に対して教育の不作為について訴訟を提起する、というものです。ロースクールの学生は、教育過誤

という不法行為が認められるかどうか、公教育がある州を通じて平等であるべきなのかどうか、教育を受けるためにどのような義務が高校生とその親あるいは後見人に負わされているのか、等の問題について検討しなければなりません。LEAPSは、高校生が実際の裁判所を見学し、3名の現役裁判官による力強い意見を聴き、学習した模擬事件についての弁論を裁判官の面前で行うことで締めくくられました⁴。

学期の終わりに、高校生は、教育から得られる大切な教訓、教育を受ける価値、自らのため働くことのできない人々のために働く必要性、子供の教育機会を確保するための子供と親の責任について学びました。高校生は法律家とロースクールの学生に出会い、彼らの大部分は自分と同じような人々であり、彼らのすべてが高校生である自分達のことを心配し助言をしてくれる人々であると理解できたことでしょう。秋学期のプログラムは、公式には2007年12月1日に終了しましたが、2008年春学期においても、ロースクールの学生はボランティアで高校生に助言を行い、一緒に学習しました。私たちはまた、法律職に興味を持つ何人かの生徒を得たという私たちの目標を達成しました。この点について、参加した高校生の1人が私に宛てたメールの1通を紹介しましょう。

ワシントン大学セントルイス・ロースクールの皆さんと共に学習する機会を頂き、本当にありがとうございます。皆さんと学ぶ経験は、大変に楽しいものでした。この経験によって、私はワシントン大学セントルイス・ロースクールに通うことを決心しました。改めて、感謝いたします。皆さんのことをこれからも忘れることはありません。

⁴ [脚注] 高校法教育プログラムについては、ワシントン大学セントルイス・ロースクールの公式ウェブサイトにおいて詳細なレポートがある。See http://law.wustl.edu/faculty_profiles/index.asp?id=5712 (last visited July 1, 2009)。また、同プログラムに関する理念については、ワシントン大学セントルイス誌2008年冬号がノーウッド教授のインタビューをもとに特集している。See Judy H. Wain, *Planting Seeds: Using the Law to Help Young People Grow in Washington University in St. Louis Magazine*, Winter, 2008, available at <http://magazine.wustl.edu/Winter08/KimberlyNorwood.html> (last visited July 1, 2009)。

そのプログラムは顕著な成功を収めました。[ミズーリ州セントルイスを管轄する]ワウソド・シナイ法曹協会とワシントン大学セントルイス・ロースクールは、2008年秋に再びそのプログラムを行うことを計画しています。例えば、社会福祉学を専攻する他の学生もまた、次回このプログラムへの授業に参加する予定です。2009-2010年度までに、私たちはこの授業と経験を、法科大学院長のケント・シナイワールド (Kent Syverud) 教授と臨床法学教育研究所副所長のアネット・アペル (Annette Appel) 教授が支援する新しいクリニクへ組み込むべくことを計画しています。新しいクリニクについては、私ができるだけ同僚であるキヤサリン・ゴルドブアツァー (Katherine Goldwasser) 教授と共に指導する予定です。その新しいクリニクにおいては、学生が特別な必要性 (障害) をもつ児童を代理して、児童とその親が教育とさまざまな教育関連サービスを享受できるように支援を行います。私たちは、人種と教育/LEAPSプログラムも継続していく予定です。

おわりに

私は、ロースクールの学生を鍛錬し、困難するコミュニケーションの人々に還元し、人々をエンパワーするために私が構築してきた3つの実践例を説明してきました。[教育のコミュニケーションへの還元とエンパワーメントという]最後の2つの目標は、密接不可分に結びついています。人々が教育を受け、読み書きができ、様々な権利と法について知り、権利と法の存在価値を信ずる者に

よって支援を受けるならば、人々はより一層しっかりと自助するようになります。それゆえ、コミュニケーションもまた、より一層しっかりと自助の機能を果たすようになるのです。

私たちワシントン大学セントルイス・ロースクールは、次のことを信じています。これらは、崇高な目標であり、実現可能な目標です。これらは、人々とコミュニケーションを支援し、私たちの学生に、人間の人生の貴さと法的技術の双方について教えるだけではありません。これらはさらに、学生に対して、真に善き法律家がコミュニケーションをひとつずつ、少しずつ、ひいては全世界を、すべての人々にとってより良い場所へと変化させること、変化させようすることを教えるのです。この講演によって皆さんの考えが刺激され、皆さんがそれらの目標を心に留めて新しく革新的な方法で法学カリキュラムを推進することを期待しています。もし皆さんがそうするならば、その過程において、善良で、有能で、注意深く、思いやりをもち、力強い法律家を育てることができることでしょう。そして法曹界は、常にそのような法律家を必要としているのです。ご清聴を感謝いたします。

***** 質疑応答 *****

司会 それでは、ご参加の皆さんからご意見やご質問をいただきたいと思えます。

参加者 アメリカの臨床法学教育だけでなく、日本の臨床法学教育にも2つのゴールがあると考えています。1つは当然ですが、ロースクールの学生の教育というゴール、そしてもう1つは、社会貢献というゴールです。日本の臨床法学教育は、ほとんど

教育目的を重視していて、社会貢献のゴールはなかなか視野に入っていないのが現状です。今回の講演では、この2つのゴールがうまく結びつけられており、大変刺激的なお話をいただきました。

参加者 アメリカの現状と比較しますと、仰るとおり、日本の臨床法学教育は専ら教育目的を重視しています。とりわけ最近では、司法試験の合格に役立つ、というアピールをせざるをえない状況にあるように思われます。日本の司法試験の合格率は一般に低いですし、しかもそれが低下しつつあるので、われわれは学生を惹きつけるために、臨床法学教育の臨床科目を取ると、司法試験の準備にも役立つ、ということをもっと強調するわけです。このような状況をふまえば、ワシントン大学セントルイス・ロースクールが学生に対して多額の補助金を支出して公益クリニクを支援していること、その社会貢献のあり方に新鮮な驚きを築いて得ません。

ノーウツド 講演で触れましたが、公益活動を夏休みにフルタイムで行なう学生に対して、4,000ドルを大学側が支給するプログラムがあります。これはいわゆる、公益補助金にあたります。このプログラムでは、学生が10週間公益機関で働くことをロースクールに届け出なければなりません。その財源は、結局は寄付に依存することになります。卒業生への寄付金依頼、さらに様々なプログラム、様々なファンドがあります。では、実際にこの公益補助金が何人に支出されるかが問題になります。これは制限があります。つまり基準さえ満たせば支出されるのですが、幸いなことに全

員がこのプログラムに応募するわけではありませんが、現在の課題は、むしろ金額に引き上げられるかということにあります。4,000ドルでは自宅からアメリカまで行くのがせいぜいであり、それ以上の資金にはならないのです。その他、様々な費用、例えば予防注射、生活費など諸々の費用がかかります。現在ワシントン大学セントルイス・ロースクールは、校舎の新設のために巨額の寄付金を集めています。その寄付の一部として、本プログラムへの寄付も募っている状況です。

アメリカのロースクールの学生の90%は、コーポレート・ファンに就職したいと考えています。公益的な法律活動を行うと収入が少なくなってしまうことが、大きな理由でしょう。学生は夏期研修で、普通の法律事務所において週給2,000ドルを得られるわけですから、10週間で4,000ドルを得ても経済的には全くたいしたことありません。ですから、アメリカのエクスターンシップへの応募人数は少ないといえるのかもしれません。

参加者 日本のロースクールの臨床法学教育が、司法試験に役立つことはよくいわれますけれども、私の本務校では面白い状況が起きています。就職率との関係から、最近の学生は自分の付加価値をつけるためにクリニクを一生懸命行う傾向が生じているのです。その意味では、事例1の民事司法クリニクは、ある種想像がつくクリニクなのですが、事例2のカーナにおけるエクスターンシップや事例3の高校法教育プログラムでは、学生たちにとってどのような付加価値がつくのでしょうか。このクリニクを受けただけからといって、学生が

全てガーナのような地域で弁護士活動をやるわけではないはずです。例えば、ごく一般的な弁護士になる学生にとって、この種のプログラムがどのような影響を及ぼすと考えられるか、というところをお聞きしたいと思います。

ノーウツ 2種類の学生が、この種の活動に関心を持つといえます。1つは、国際的な弁護士活動を志向する学生です。こういった学生はできるだけ外国経験を増やしたいと考えています。このタイプの学生は、要するに、外国をもっとよく知りたい、世界で活躍したい、と考えているわけです。

もう1つは、非常に興味深いと思いますけれども、人を助けるために生まれたと信じている学生がいます。多くの場合にこの学生は、両親が例えば平和部隊で活動していたというような家庭の子どもたちです。この学生たちは、人を助けること自体を自己実現として捉え、その活動自体に価値を認めているのです。ですから、就職に役に立つということを彼らが考えているかという点、そういう点ではありません。

先ほどの例はガーナのエクスタテンツに参加する学生についての2つの種類でしたが、高校法教育プログラムに参加する学生についても、2つの種類があるのではないかと思います。1つは、教育法について勉強したいと考えている学生たちです。特に公教育に関する法は、アメリカでは大きな分野になっています。単に教育法について学ぶだけではなく、その法の実践をじかに経験できるという意味で、この分野に関心のある学生がこのプログラムを履修するのです。

しかしそれ以上に、大勢の学生がこのプ

ログラムに参加しているのは、やはり他の人々を助けたいという考えでやってくる学生が多いのではないかと考えられます。このプログラムでは、退学率が50%にもなる高校の生徒をいかに卒業までその高校に在学させて勉強させるか、その勉強への意欲を与えていきます。この活動それ自体に関心があるというのが、2つめの種類の学生だということです。

この高校法教育プログラムは非常に大きな関心を集めたので、この秋からは大学全体のプログラムになります。したがって、他の学部からも学生が参加することになり、心理学、教育学、社会福祉学などからも学生が参加する、学際的な科目になります。特に、心理学や社会福祉学の学生にとっては、人を助けることが彼らの本領であるわけで、その領域の学生が参加するようになることに意義があります。

参加者 事例2のガーナのエクスタテンツや事例3の高校法教育プログラムに参加する学生のうち、2つの種類のうちの1つは、人を助けたいという種類の学生であるというお話でしたが、そういう学生の大半は、人を助けるタイプの弁護士になつていくのでしょうか。仮にそうでないとするならば、教育する側からして、いわゆる砂漠に水をまくような虚しさみたいなものを感じることはないでしょうか。

ノーウツ このプログラムに参加した学生の多くは、実際に公益分野に就職することになります。だからこそ、奨学金返済免除制度が存在しているわけです。学生にとって、大学の授業料や宿舍等の経費を含めれば、年間5万ドル近い支出になります。その結果、ロースクールを修了したときに

は巨額のローンを抱えることになり、それを抱えたままでは福祉の公益的な仕事に就くことはできなくなりそうです。まさにこの状況を打破するために、奨学金返済免除制度が存在します。このような学生の多くは、法律扶助その他の公益専門の法律団体へ進出していくのです。

このプログラムにどのようなタイプの学生が来るのか、という問題についてさらに述べましょう。高校法教育プログラムの定員は15人であり、20人がウエイティングリストに登録されます。ほとんどの学生は夏休みに夏期研修に行きますが、その15人のうちの8人は、夏期研修には行かずポランテニア活動を行います。先ほど申し上げたように、普通のローフレームに行けば週給2,000ドルになるわけですから、子ども、それをせせすにポランテニア活動を行なうことからわかるように、このプログラムに参加する学生のタイプは、つまるところ、そのような公益志向の学生なのです。

確かに、砂漠に水をまくというように思いをすることもあります。例えば、悲惨な教育状況に置かれている高校生のたった1人を助けたところで、社会に対してどれほどの影響を与えるのか、ということを感じています。しかし、私の考えとしては、自分自身でできることをやる、というのが何より必要なことだと考えています。もし、私が1人の高校生を助けて無事に卒業させることができるならば、その人は将来、より多くの人々に対して影響を与えることでしょう。それでよいのではないのでしょうか。

参加者 学生を、民事司法クリニックやガーナのエクスタテンツに送る前に、法律以外のいるような知識も必要になるこ

とだと思います。そのオリエンテーションとして、学生に何か特別な情報提供を行っているのでしょうか。

ノーウツ 民事司法クリニックにおいて は家庭内暴力を取り扱っているわけですから、このうち、最初の2週間がオリエンテーションにあたります。特に最初の時期において、学生はひたすら法律の勉強、すなわち家族法と手続法の勉強をします。8時間連続のセッションもあり、これは新兵訓練キャンプ、いわゆるグレート・キャンプと呼ばれるくらいに激しいものです。なぜなら、2週間後には、学生は法廷に立つて弁論を行うからです。法廷で学生が何を言うかは、教員自らの法曹資格免許に関わります。教員は、指導教員としてその学生が弁論をしているのを傍らで聞いており、ほとんどの場合は黙って聞いています。ですが、そこでもし何かが起きれば自分の責任になります。そこで、このようなとりとしたオリエンテーションを行なうのです。その後、基本的に、教員と学生は火曜日と木曜日の週2回、ロースクールへ集まります。彼らはこうして事件の準備活動を継続していきますが、少なくとも最初の2週間は、先ほど申し上げた徹底集中した準備活動を行っているのです。

ガーナや南アメリカで行なわれるプログラムについても同様で、法資源センターが非常に優れたプログラムを提供しており、最初の2週間は専ら地元の法制度と文化の勉強に費やされます。例えばガーナの文化は、当然のことながら、アメリカの文化とは非常に異なります。ガーナでは、どんなことがあると夫婦は離婚しない、というのが支配的な文化です。アメリカであれば、

暴力を振るわれたら離婚せよということになりますが、そのようなことはカーナではありえないのです。そこで学生たちにどのような訓練を行うかといえば、当事者の調停を行って、将来、依頼者がよりよい家庭関係を構築できるよう支援できるように訓練を行うわけです。

参加者 この講演を拝聴し、クリニックを行なう教員である私自身が本当にエンパワーしていた気持ちで、初心を取り戻そうとしているところです。ノーウツド先生の仰せのとおり、自分でできることをしなければならぬ、と痛感しております。さて、質問なのですが、事例1の民事司法クリニックと、事例2のガーナにおけるエクスターンシップでは、それぞれ何人ぐらいの学生が希望し、ウェイテイング・リストに掲載される状況なのでしょうか。担当教員の数も含め、教員側の負担を教えてくださいと存じます。

ノーウツド まず、ワシントン大学セントルイス・ロースクールは、クリニック・ギヤランティを受け入れるという方針をとっています。ただし、実際にどのプログラムに受け入れるのかについては、やはり定員が存在しており、この段階でご質問のウェイテイング・リストの問題が生じます。民事司法クリニックでは、毎学期で概ね16人の学生を受け入れます。教授は2人いますので、1人平均8人の学生を担当します。この臨床教育は、非常に手間がかかるものであり、常に新しい事件を受理して依頼者への面会を行ないます。そのため、教員1人で8人程度を受け持つのが最適ではないかと考えています。ちなみに、同僚のピーター・

ジヨイ教授が担当する刑事クリニックも同様に、毎学期16人の学生を受け入れています。この2つのクリニックを含め、他に6つ、合計8つのクリニックが存在します。例えば、連判議会クリニック、環境法クリニック、司法クリニック、検察クリニックなどです。民事司法クリニックを受講できなかった学生が、他のクリニックの受講に回る場合もあります。優先順位としまして、最高学年である3年生が優先的に登録されます。本学ではクリニックに對する学生側の需要が大きいため、2人の弁護士を教員としてさらに採用したところです。

南アフリカとガーナのエクスターンシップについてですが、南アフリカでは教員1人、学生12人であり、遠隔でコミュニケーションをしています。ガーナは私が担当しており、7人の学生が派遣されています。私見ですが、このエクスターンシップで教育しうる学生の上限は10人程度ではないでしょうか。アフリカのクリニックの場合には、それほど学生側の希望者は多くないため、希望者のほとんど全員を受け入れることが可能です。国内のクリニックは希望者が大変多く、3年生優先という方針もあり、事実上3年生にならないと受講できないという学生もいます。3年生が卒業すると、次の2年生が3年生になって受講するという形をとることが多く、現時点ではそれで何とか回転しているという状態です。振り返ってみますと、履修者を増やすべく、私たち教員が真剣にこれらのクリニックに取り組んできて、その結果として履修者が増えたといえます。現在は受講希望者も増え、新しい教員も採用しなければならぬ状態にまでなりました。去年の実績が

ら、来年はもっと希望者が増えることが予測されるため、新規に弁護士教員を採用したというわけです。

参加者 ワシントン大学セントルイス・ロースクールは、1学年合計で何人の学生がいるのでしょうか。

ノーウツド 学生は220人から240人です。一番人気があるのは、連判議会クリニックです。このプログラムは、学生が上院議員の下で働くという内容で、春学期に開講される22人定員のものですが、定員をはるかに超える応募者があります。

司会 補足しますと、私はワシントン大学セントルイス・ロースクールがもう少し大規模のロースクールと考えていました。220人から240人という規模なので、学生全員が希望してもまだ余裕があるのかもしれないですね。

参加者 紹介文にあるように、ノーウツド教授は、ロースクールの教授であると同時に、アフリカ系アメリカ人研究の教授でもあります。日本においては司法試験合格率が低下していますが、これは当然のことながら、受験者数全体でみられる傾向です。しかしアメリカにおいては、黒人の司法試験合格率が低下しているということでしょうか。その理由として考えられる要因は何でしょうか。

ノーウツド 私はごく最近そのテーマについて論文を執筆したばかりなので、この講演会にその論文原稿を持参すべきでした。要するに、黒人が高校の段階で中退してしまふ割合が非常に高いのです。先ほど中退率が50%と述べましたけれども、高校によつては70%から80%にもなります。やつと大学に進学しても、そこでまた中退

する学生も多いのです。すると、大学卒業の段階になると、もうほとんど人材は残っていないということになり、その中のごく少数の学生のみがドクターになったり、別のキャリアに進んだりするのです。ちなみに、ロースクールに来る学生はほとんどいません。なぜかといえば、ロースクールの授業料が非常に高額だからです。したがって、ロースクール進学の黒人人口はどんどん減少しているように思われます。

高校法教育プログラムを行なっていると述べましたが、その経験を積んで私が今痛感しているのは、アメリカにおいては公教育に対して、本来支出すべき支出がなされていないということだと思います。黒人、ラテン系アメリカ人、貧困者の8割は、公立学校へ通っていますが、その公立学校に十分な予算が支出されていません。これらの学生は、無資格教員が教育を行なうような学校に通いますが、もともと経済環境と地域状況からして学校へ通う気がないので、さらに学校へ来るとその学校は崩壊している状況に直面する訳です。かつて「ライブエンタクト・ストーム」というタイトルの映画がありました。悪条件がいくつも重なってつくりあげられた現在のアメリカ公教育の危機的状況は、まさに「パーフェクト・ストーム」といってよい状況と思われまふ。

もう1例のみ挙げましょう。去年にある学校を視察したのですが、その学校の先生と対談してすぐに、その先生自身が教育を受けておらず、無資格であることを確信しました。学校で使われている教科書は何年も前の古いもので、情報が一刻と変化している情報化社会の中で大きく立ち遅れています。さらに、学校の設備をみると、暖

房がないので凍り付きそうに寒かった記憶があります。このような地域の学生、つまり黒人の学生は、ある種の危機に置かれているのです。希望も全くなく、うちひしがれ、家族のなかで大学を卒業したものは1人もいないという状況に置かれています。

私たちは、こうした地域の高校生と一緒に高校法教育プログラムを行ったのです。12年生の高校生の中には、6年生レベルの読み書き能力のない学生もいます。それなのに進級できるということは、この学生がきちんとした教育を受けてこなかったことを意味しています。

さらに、高校を卒業したにも関わらず読み書きできないという状況も生まれています。先ほどとりあげた模範事件では、このように教育を満足に受けられていない生徒が、教育過誤訴訟を行うという設定になっています。しかし、ここで考えて頂きたいのは、その教育の責任が学校のみにあるのか、両親、子ども、コミュニティには存在しないのか、ということなのです。このような学校は、現実に、全米に無数に存在しているのです。

その一方で、地域によっては非常に優れた教育環境をもつ公立学校もあります。私が住んでいるセントルイス郊外の地区の公立学校ですが、その公立学校には最新の校舎に加えて、室内プールとコンピュータ・ルームがあります。なぜこれほど教育環境が異なるのでしょうか。このように教育を改善するためにどうするかといえは、結局のところ、まず、学生が教育を受ける必要があるのです。しかし、学生は先ほど申し上げたような悪循環に陥ります。この状況が、いままさにアメリカの置かれている状

況だというわけです。

参加者 ノーウッド先生、本日はご講演をありがとうございました。アメリカのロースクールでの臨床法教育の多様性と、その視野の広がりがアメリカ諸国にも及んでいることを知ることができ、大変に強い印象を受けました。日本の法科大学院の臨床法教育も、司法試験の呪縛に悩んでいるだけではなく、法曹の社会的使命をしっかりとわきまえた学生を1人でも多く社会に送り出すことができるように、教育努力を継続してゆかねばならないという思いを強くいたしました。

司会 ノーウッド先生、本日はアメリカの臨床法教育の問題意識に富んだグローバルな展開をご紹介いただき、大変にありがとうございました。

セミナー3

日本における学生実務規則の 制定について

講師：三澤英嗣